利用者負担額(保育料)について

(1)算定について

保護者の「市民税額(税額控除前)」により利用者負担額(保育料)が算定されます。

4月～8月分	令和4年度市民税額(令和3年中の収入等により算定される)により算定
9月～3月分	令和5年度市民税額(令和4年中の収入等により算定される)により算定

※年度途中に保育料の切り替えが行われます。

※父母の合計額で算定となりますが、収入によっては祖父又は祖母分を算定に含める場合があります。

※甲州市において住民税が課税されていない場合は、マイナンバーを用いて他市町村に課税情報を照会いたしますので、後日マイナンバー等の提出のご案内をさせていただきます。

(2)階層表

〇教育標準時間認定(1 号認定) ※幼稚園・認定こども園[幼稚園部分]

令和元年10月から、利用者負担額は「0円」となりました。

〇保育認定(2 号認定・3 号認定) ※保育所(園)・認定こども園[保育所部分]

令和元年10月から、3歳児(年度初日の年齢)以上の利用者負担額は「0円」となりました。

＜3歳未満児(年度初日の年齢)階層表＞

階層区分			利用者負担月額(単位:円) 標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	
第2階層	市民税非課税世帯		0	
第3階層	市民税所得割額	10,000円未満	9,000	8,900
第4階層		10,000円 ～ 25,000円未満	14,000	13,800
第5階層		25,000円 ～ 48,600円未満	19,000	18,800
第6階層		48,600円 ～ 57,700円未満	22,000	21,700
		57,700円 ～ 70,000円未満	22,000	21,700
第7階層		70,000円 ～ 97,000円未満	24,000	23,600
第8階層		97,000円 ～ 135,000円未満	30,000	29,600
第9階層		135,000円 ～ 169,000円未満	36,000	35,500
第10階層		169,000円 ～ 213,000円未満	39,000	38,400
第11階層		213,000円 ～ 301,000円未満	40,000	39,400
第12階層		301,000円 ～ 397,000円未満	43,000	42,300
第13階層		397,000円以上	45,000	44,300

※多子カウント年齢制限なし:生計を一にし監護するこどもについて、年齢に関わらず多子カウントの対象とする。

〇多子と階層による軽減表

階層区分	第2子		第3子以降	
第1階層	-		-	
第2階層	-		-	
第3階層	多子カウント年齢制限 なし※	無料	多子カウント年齢制限 なし※	無料
第4階層				
第5階層				
第6階層				
第7階層				
第8階層				
第9階層				
第10階層	小学校就学前から数えて	半額	小学校就学前から数えて	
第11階層				
第12階層				
第13階層				

◆母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)

階層区分			利用者負担月額
第2階層	市民税非課税世帯		0
第3階層	市民税所得割額	10,000円未満	4,000
第4階層		10,000円 ～ 25,000円未満	6,500
第5階層		25,000円 ～ 48,600円未満	6,500
第6階層		48,600円 ～ 70,000円未満	9,000
第7階層の一部		70,000円 ～ 77,101円未満	9,000

※生計を一にし監護する第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料。

【多子世帯の減額】

小学校就学前のお子様が2人以上いる場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数えます。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

第1子が卒園した場合は、それまで第2子だったお子様を第1子と数えます。

(※ただし、下記世帯の場合は年齢に関係なく最年長を第1子と数える。)

【所得による減額】

市民税所得割額が169, 000円未満で第2子以降が3歳未満(年度初日の年齢)の場合、第1子の年齢に関わらず、第2子以降が無料となります。